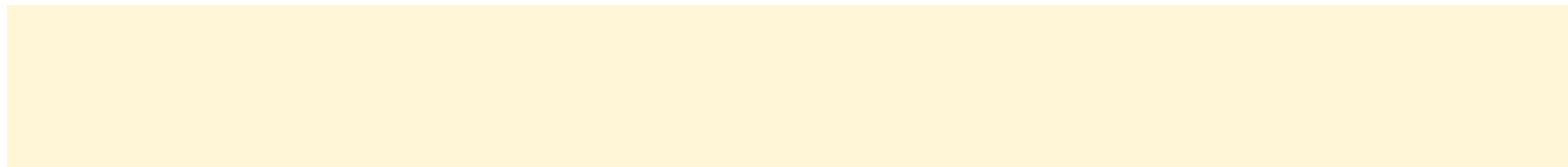


トラック運送事業者のための 「深夜割引」見直しの基礎知識

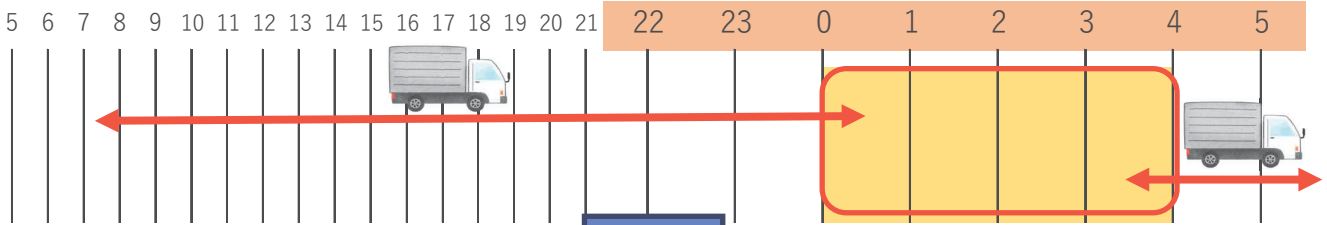


目次

深夜割引の見直しのポイント	1
1. 深夜割引の見直しの経緯	3
2. 深夜割引の見直し	5
3. 長距離逓減制の拡充	9
4. 利用パターン別の見直しの影響	11
5. 深夜割引の見直し、長距離逓減制の拡充 のメリットとデメリット	13
6. 深夜割引の見直しによる利用料金の比較	15
7. 見直し後の深夜割引によるコストアップへの対応	19
深夜割引等の見直し Q & A	23
○参考資料	
深夜割引・長距離逓減制を反映した概算額	35
深夜割引の見直しについて（国土交通省、道路会社）	39

深夜割引の見

現行の深夜割引は、適用時間帯（0～4時）に高速道路を少しでも利用すれば(走行の有無は問わない)、全ての走行分が3割引となります。



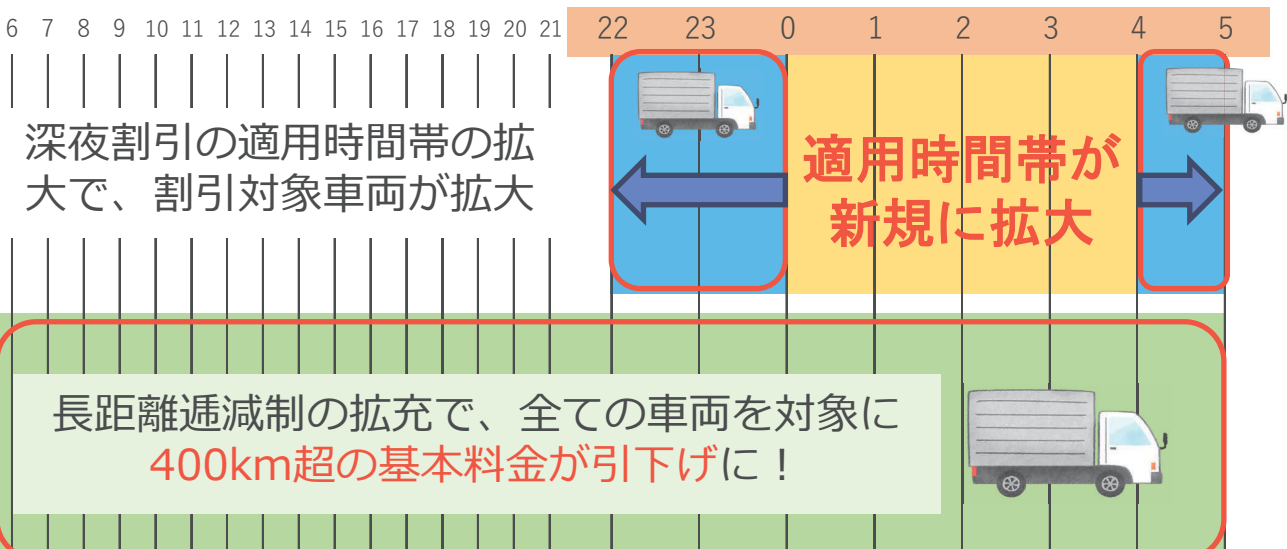
<<社会問題化>>

料金所出口手前、SA・PAにおいて、割引適用時間待ちのトラックが大渋滞

料金所出口手前の渋滞を解消し、
高速道路における走行の安全確保
及びSA・PAにおける利用の適正化を推進

<<深夜割引の見直し>>

適用時間帯を拡大の上、適用時間帯の走行分のみを3割引
長距離利用者の負担軽減のため、長距離逓減制を拡充



直しのポイント

深夜割引の見直しによる主な変更点

1

深夜割引対象の見直し → **走行距離分だけ**

深夜割引の対象は、適用時間帯の走行距離分だけに見直しされます。

2

適用時間帯の見直し → **22～5時（3時間拡大）**

適用時間帯が4時間から7時間に拡大し、これまで割引適用がなかった主に近・中距離の運行が新たに割引の対象となり、より幅広く深夜割引が適用されます。

3

長距離逓減制拡充 → **400km超の基本料金引下げ**

深夜割引の見直しに合わせて長距離逓減制を拡充し、400kmを超える基本料金が下がります。

4

激変緩和措置※ → **1000km超利用分は割引対象走行分に加算**

1,000kmを超える長距離運行に対しては、激変緩和措置として、1000km超利用分は割引対象走行分に加算。上記措置に伴い、拡大する時間帯のうち、22時台に流出した場合、割引率は**2割**

(※期間限定の措置（5年を目処）)

1. 深夜割引の見直しの経緯

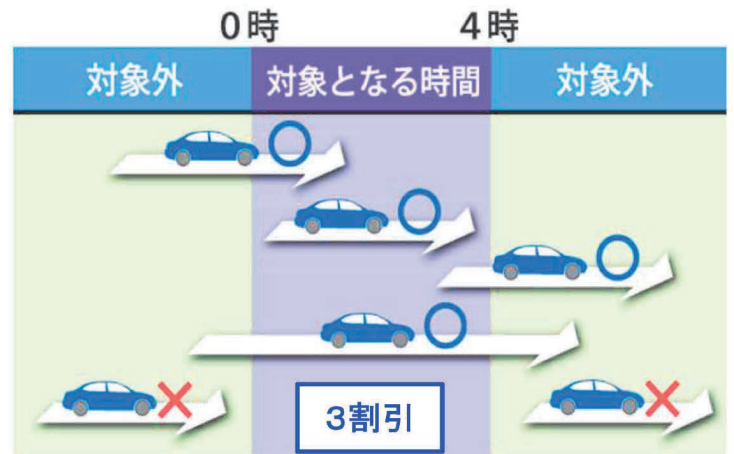
深夜割引の目的



- 環境対策として、一般道の沿道環境を改善するために、深夜に一般道利用する車を高速道路に利用シフトさせる目的で、深夜割引が導入されました。
- 物流対策として、時間帯に関係なく大口多頻度割引で支援。

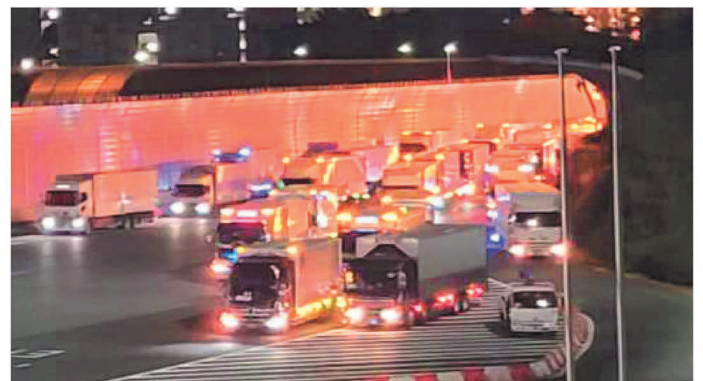
現行の深夜割引制度

- ETC利用で、0時から4時の間（適用時間帯）に、少しでもかかれば、深夜割引を適用
- 導入時には、適用時間帯の走行距離が特定できないため、全ての走行分を一律3割引



現行の深夜割引制度に関連して社会問題化

- 深夜割引適用時間待ちの車両が料金所出口手前、SA
・ PAに滞留し、安全な通行を阻害する事態に発展
- ドライバーの労働環境も悪化（拘束時間の長時間化）



【東京本線料金所前の滞留状況】
(R2.12.23(水)23:58撮影)

全日本トラック協会による要望活動の実施

○全日本トラック協会では、トラックドライバーの労働環境改善、2024年問題対応に向けて、高速道路利用料金の割引制度の拡充を要望。

- (要望内容を抜粋)
- ◆深夜割引の拡充
 - ・適用時間帯の拡大
(22~0時、4~5時)
 - ・割引率を5割に拡大
 - ◆長距離逓減制の拡充
 - ・200km超：30%割引
 - ・300km超：長距離逓減制の一段の拡充

社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会 中間答申 (令和3年8月4日付)

○中間答申では、深夜割引適用待ちの車両の滞留等の課題解決に向け、以下のような深夜割引の見直しの方向性が提示された。

<深夜割引の見直しの方向性>

- ・割引の適用時間帯の走行分の料金を対象に割引
- ・トラックドライバーの負担軽減等のため割引適用時間帯を拡大



中間答申を踏まえ、深夜割引の見直しを検討

○中間答申に基づき、国土交通省及び道路3社（ネクスコ東日本、ネクスコ中日本、ネクスコ西日本）は、深夜割引の見直しの内容を検討した。

<見直し内容>

- ・割引対象：割引適用時間帯の走行分のみ3割引
- ・割引適用時間帯：
現行「0時~翌4時」→見直し後「22時~翌5時」
- ・長距離逓減制の拡充

2. 深夜割引の見直し①

1

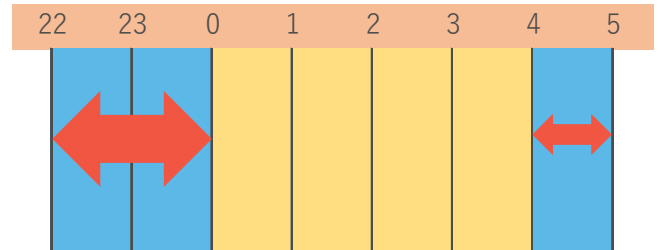
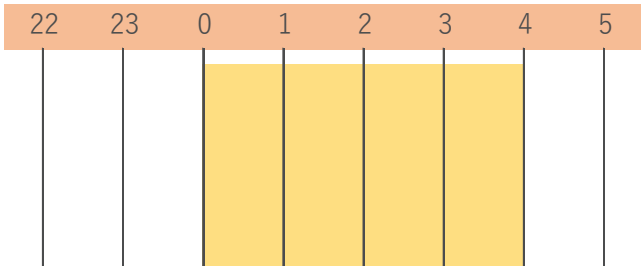
割引の適用時間帯

現行：0時から4時まで

見直し：22時から5時まで
→ 3時間延長

適用時間：4時間

適用時間：7時間



いつも、22～0時にインターチェンジを降りてたから新規に割引受けられるなんて、有難い！



2

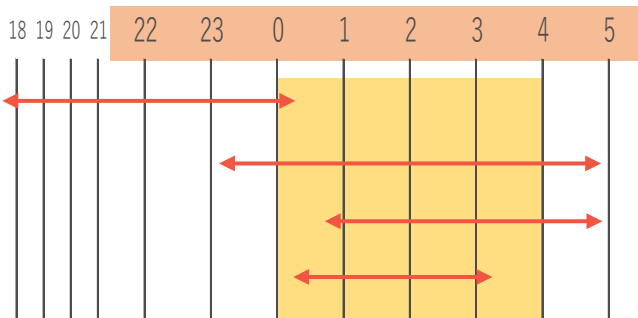
割引の条件

現行：0時から4時までの時間帯に少しでもかかること
【片足適用】

見直し：22時～5時の時間帯に走行すること
【両足適用】

片足適用

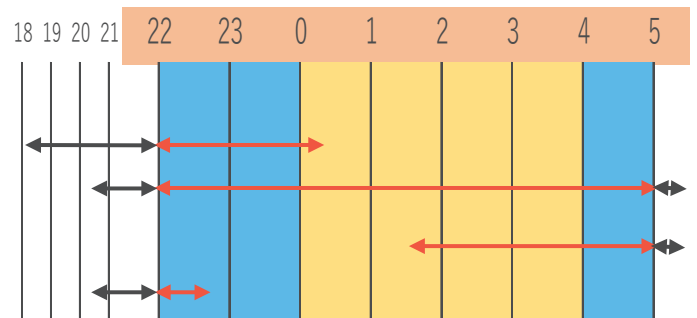
流入・流出のいずれかが適用時間帯にかかれば割引適用（両方でも可）



↔ 3割適用

両足適用

割引対象は、適用時間帯に走行した距離



↔ 深夜割引なし

↔ 深夜割引適用
(走行距離分のみ3割)

3

割引の対象

現行：全ての走行距離
に対応する料金



見直し：22時～5時までの
走行距離に対応する料金

激変緩和措置（期間限定の措置・5年目処）

・1000km超利用分は割引対象走行分に加算

4

割引率

現行：一律3割
走行距離等による変動なし



見直し：最大3割
深夜時間帯の走行距離により、
割引率が変動

0～4時までの時間帯
走行距離を問わず
少しでもかかれば
全ての走行距離分→3割



22～5時まで時間帯
走行距離分だけ→3割
5～22時まで時間帯
割引適用なし

期間限定の措置・5年目処

・拡大する時間帯のうち、22時台に流出した場合、割引率は2割

2. 深夜割引の見直し②

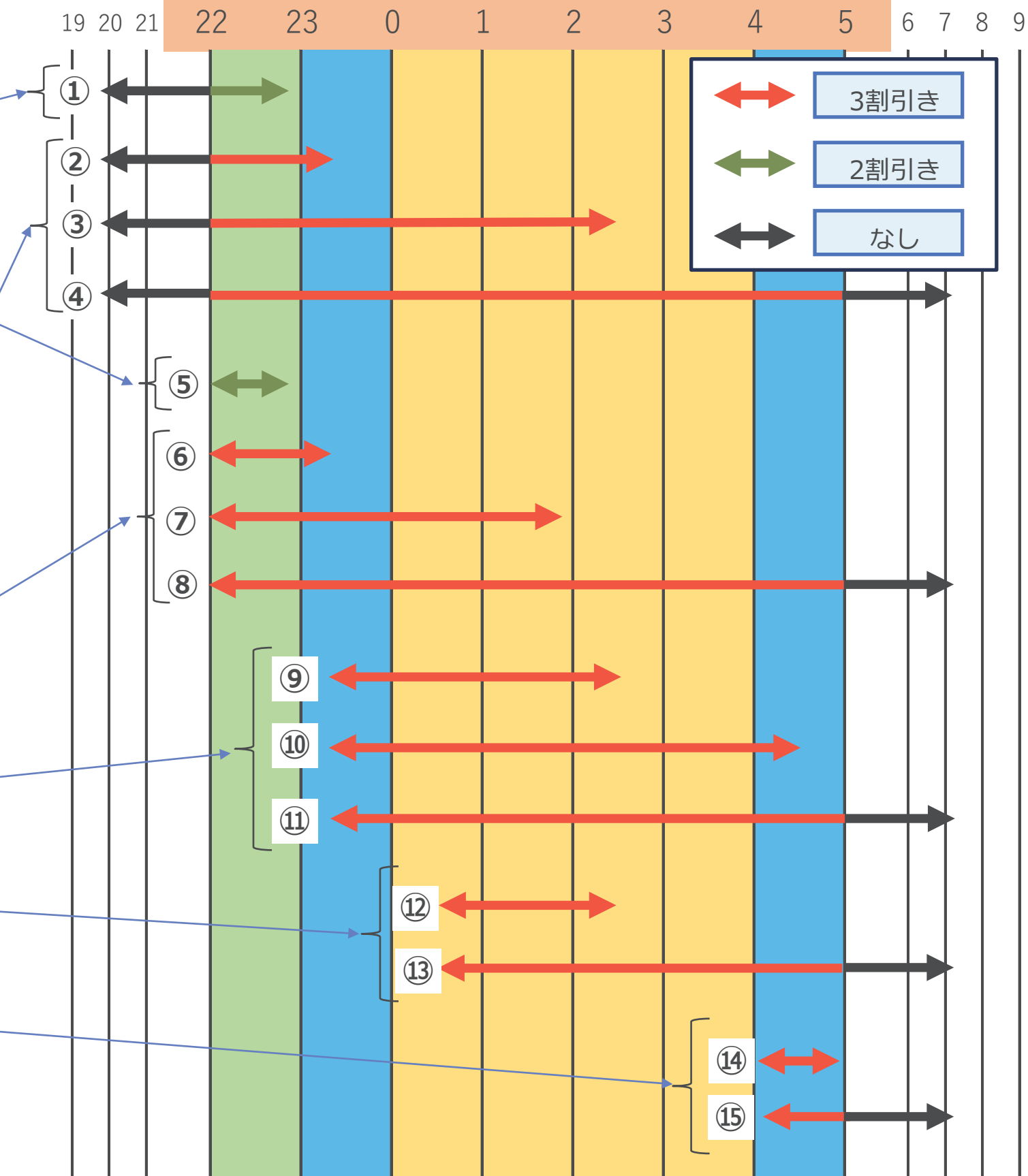
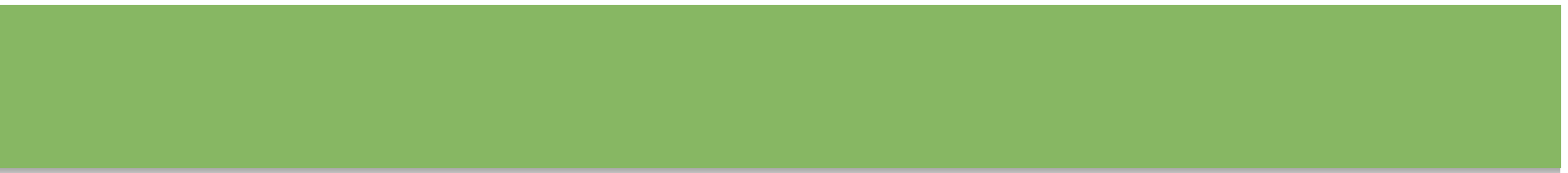
22時台に流出 →

- **22時前に流入**した場合 (①)
22時00分～22時台流出までの走行距離分 → **2割引適用**
- **22時台に流入**した場合 (⑤)
流入～22時台流出までの走行距離分 → **2割引適用**

※拡大する時間帯のうち、22時台に流出した場合、割引率は2割（期間限定の措置・5年目処）

23時台以降に流出

- **22時前に流入**した場合 (②～④)
22時00分～流出まで（最大5時00分まで）の走行距離分
→ **3割引適用**
- **22時台に流入**した場合 (⑥～⑧)
流入～流出まで（最大5時00分まで）の走行距離分
→ **3割引適用**
- **23時台に流入**した場合 (⑨～⑪)
流入～流出まで（最大5時00分まで）の走行距離分
→ **3割引適用**
- **0時台以降に流入**した場合 (⑫、⑬)
流入～流出まで（最大5時00分まで）の走行距離分
→ **3割引適用**
- **4時台に流入**した場合 (⑭、⑮)
流入～流出まで（最大5時00分まで）の走行距離分
→ **3割引適用**



3. 長距離逓減制の拡充

400km超

長距離逓減制の拡充

○ 高速道路利用料金は、長距離（一定距離以上）を連続して利用すると、割引率が徐々に大きくなり、割安になる「長距離逓減制」が適用されています。

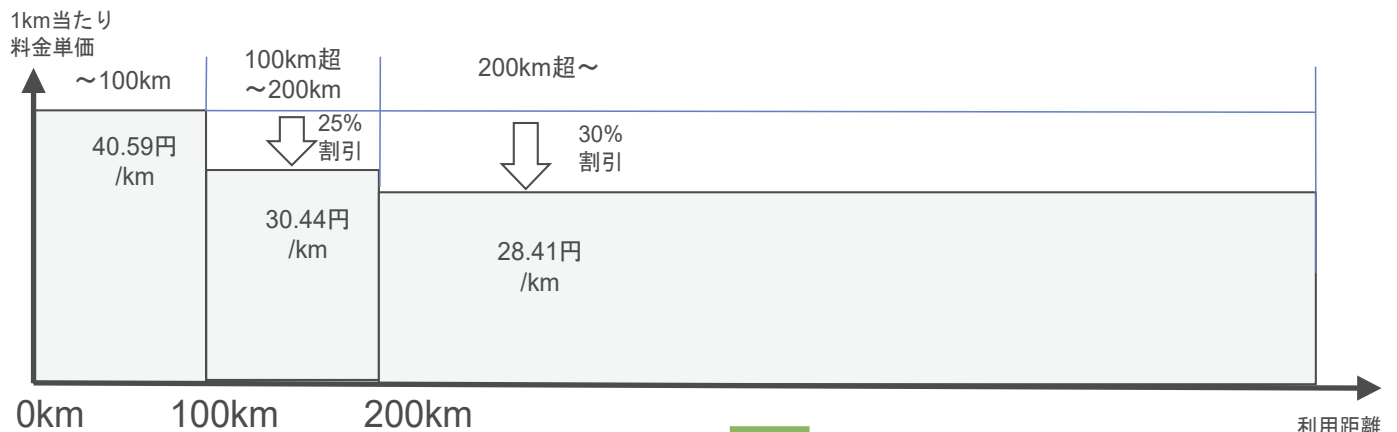
現行：

100km超～200km以下 25%引
200km超 30%引

見直し：

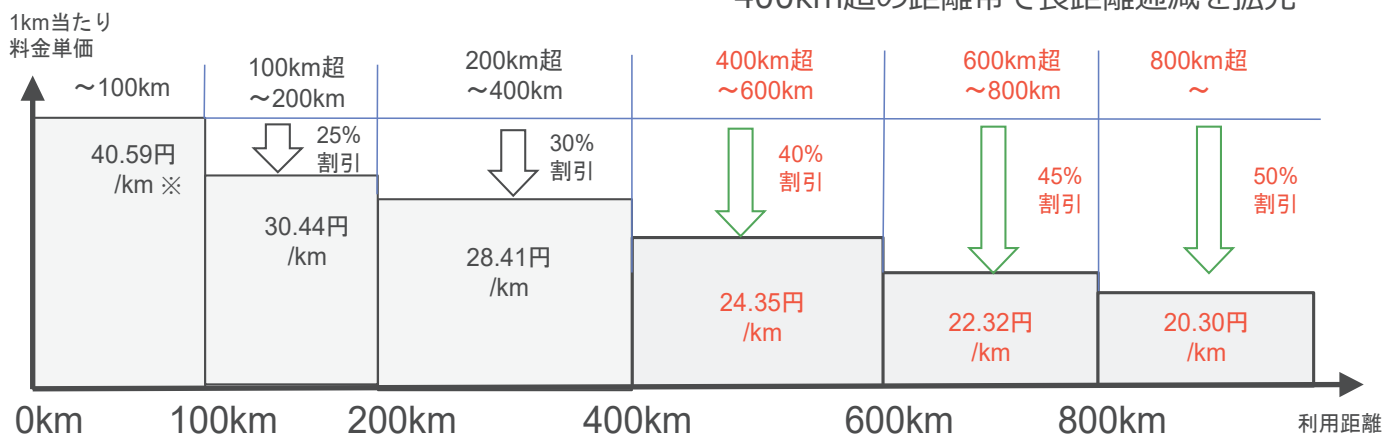
100km超～200km以下 25%引
200km超～400km以下 30%引
400km超～600km以下 40%引
600km超～800km以下 45%引
800km超 50%引
※ 赤字は拡充部分

現行



見直し後

400km超の距離帯で長距離逓減を拡充



※ 40.59円：大型車の1kmあたり料金単価

○「現行の基本料金」と、「長距離逓減制の拡充による見直し後の基本料金」について、距離帯ごとに比較すると、下表の通りとなります。

利用距離	現行	見直し後
	基本料金	
50km	2,400	2,400
100km	4,630	4,630
200km	7,980	7,980
300km	11,100	11,100
400km	14,200	14,200
500km	17,300	16,900
600km	20,400	19,500
700km	23,600	22,000
800km	26,700	24,400
900km	29,800	26,700
1000km	32,900	28,900
1100km	36,100	31,100
1200km	39,200	33,400
1300km	42,300	35,600
1400km	45,400	37,800
1500km	48,600	40,100

大型車

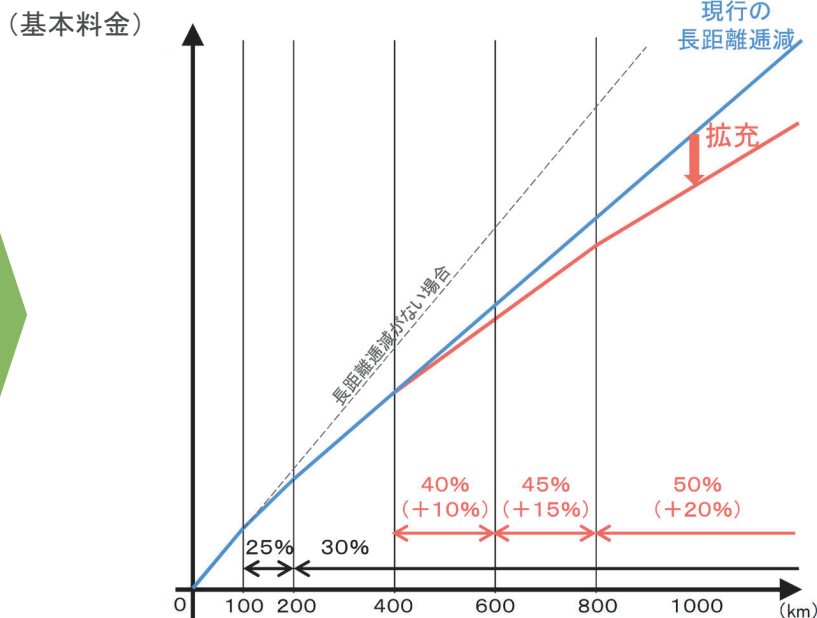
400km以下

長距離逓減制に変更はないため、**基本料金は同じです**

400km超

長距離逓減制が拡充されるため、**基本料金が下がります**

※全日本トラック協会において一定の仮定を踏まえ計算しているため、実際の見直し運用後の料金と異なる場合があります



400km超の基本料金が引下げになれば、費用削減できるぞ！



4. 利用パターン別の見直しの影響

1

見直し後、深夜割引が適用されない利用の場合
見直し後の深夜割引の適用時間（22～5時）以外の時間帯に走行する車両

メリット：400km超の利用で基本料金は長距離逓減制が拡充され下がる

デメリット：なし

2

見直し後の適用時間拡大の恩恵を受ける利用の場合
適用拡大の時間帯22～0時、4～5時に走行する車両
(0～4時にかからない利用)

メリット：①22時台に流出する車両は2割、それ以外の車両は3割の割引を新たに受けることができる（いずれも走行した距離分が対象）
②400km超の利用で基本料金は長距離逓減制が拡充され下がる

デメリット：なし

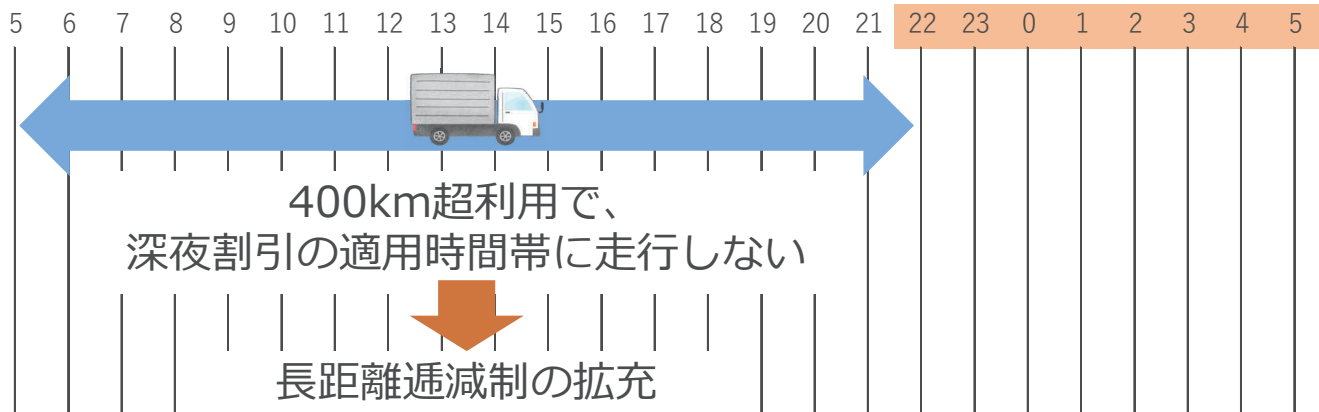
3

現行の深夜割引が適用される利用の場合
0～4時にかかる利用をする車両

メリット：400km超の利用で、基本料金は長距離逓減制が拡充され下がる

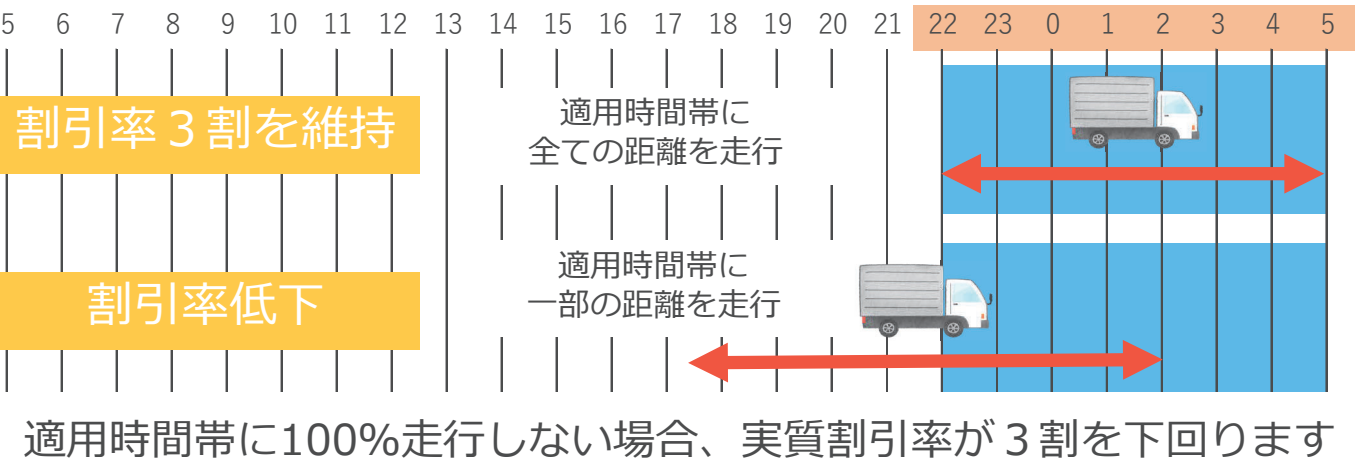
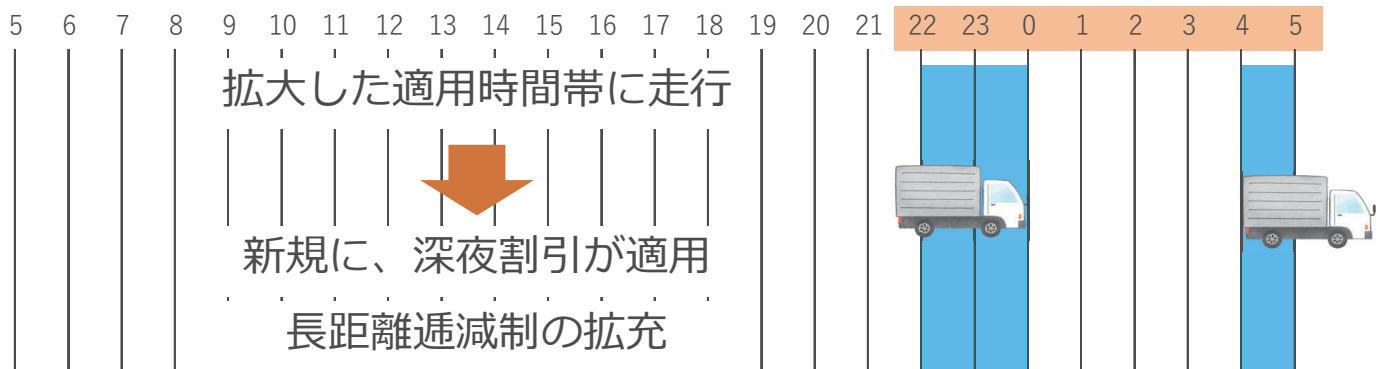
デメリット：適用時間帯に走行した距離に応じて、深夜割引の実質割引率が決定
→ 特に、実質割引率が3割を下回るケース

新規に割引拡充



新規に割引拡充

適用時間帯の拡大



5. 深夜割引の見直し、長距離逓減制の拡充のメリット

メリット

利用料金 コスト

- ・主に近・中距離輸送では、22～0時、4～5時の正味3時間分の適用時間帯が拡大することで、これまで深夜割引が適用されない利用料金にも適用され、割引メリットが幅広く、享受できる。
- ・長距離逓減制の拡充により、全ての時間帯で400km超の基本料金が下がる。

高速道路内 での渋滞、 駐車スペース等

- ・特に、東京周辺の高速度料金所手前の渋滞が減少する。
- ・本線料金所の周辺における0時待ちといった時間調整をする必要がなくなるとともに、適用時間帯の走行が増えることにより、深夜時間帯のSA・PAの駐車マスが有効活用される。

ドライバー

- ・22～0時、4～5時（正味3時間）の適用時間帯に利用可能な場合、高速道路利用へシフトすることで、労働時間が縮減される。
- ・「0時」に縛られることなく早く帰庫できる。

一般道沿線 の環境対策

- ・22～0時、4～5時（正味3時間）の適用時間帯に利用可能なケースでは、高速道路利用にシフト。（特に近距離輸送）

その他

- ・拘束時間の縮減など、働き方改革の実現に寄与。

デメリット

・大型車は適用時間帯（22～5時）に概ね500kmの走行が可能であるので、これを超える走行距離の場合は、長距離逓減制の拡充を考慮しても一部負担増は残る。

・深夜に走行することで人件費の深夜割増の影響も生じることを踏まえ、運行計画を検討する必要がある。

6. 深夜割引の見直しによる利用料金の比較 (大型車の場合)

事例①：走行距離 50km 深夜走行距離 50km



○基本料金 2,710円 (50.1km)

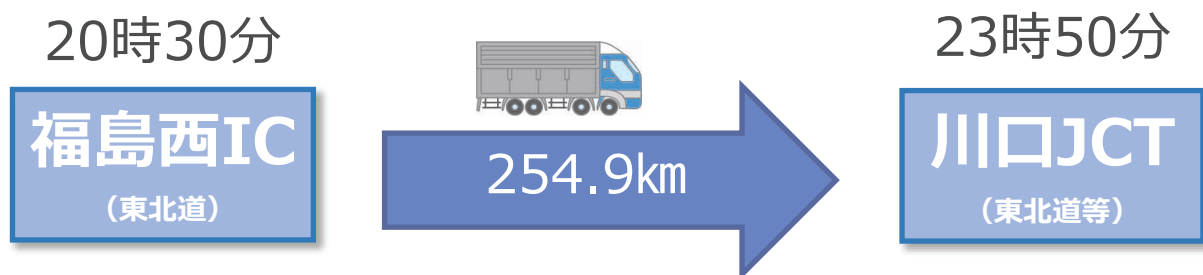
○**現**・深夜割引 適用なし

○**新**・深夜割引 2,170円

◆実質割引率の算出 $20\% \times (50.1\text{km} \div 50.1\text{km})$

料金所出口通過が23時過ぎになれば、割引率は30%。

事例②：走行距離 250km 深夜走行距離 150km



○基本料金 9,940円 (254.9km)

○**現**・深夜割引 適用なし

○**新**・深夜割引 8,190円

◆実質割引率の算出 $30\% \times (150\text{km} \div 254.9\text{km})$

※基本料金とは長距離逓減制が適用された料金です。なお、以下の計算例は一定の仮定をのものと計算しているため、実際の見直し運用後の料金と異なる場合があります

事例③：走行距離 450km（深夜走行距離最大450km）



現 行		見直し後（試算）	
	利用料金		利用料金
基本料金	17,520円	基本料金	17,220円
深夜割引(30%)	12,260円	深夜走行距離	
		100km	16,090円
		200km	14,970円
		300km	13,840円
		400km	12,720円
		450km	12,150円

事例④：走行距離 580km（深夜走行距離:最大500km）



現 行		見直し後（試算）	
	利用料金		利用料金
基本料金	22,170円	基本料金	21,570円
深夜割引(30%)	15,520円	深夜走行距離	
		100km	20,450円
		200km	19,330円
		300km	18,210円
		400km	17,090円
		500km	15,970円

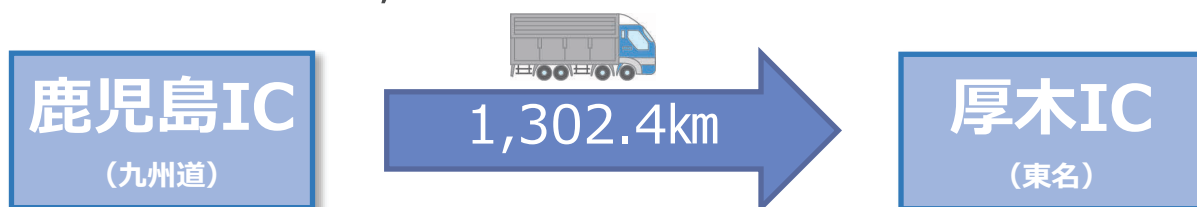
6. 深夜割引の見直しによる利用料金の比較 (大型車の場合)

事例⑤：走行距離 750km (深夜走行距離:最大500km)



現行		見直し後 (試算)	
	利用料金		利用料金
基本料金	26,620円	基本料金	24,720円
深夜割引	18,630円	深夜走行距離	
		100km	23,730円
		200km	22,740円
		300km	21,740円
		400km	20,750円
		500km	19,760円

事例⑥：走行距離 1,300km (深夜走行距離:最大500km)



現行		見直し後 (試算)	
	利用料金		利用料金
基本料金	44,030円	基本料金	37,430円
深夜割引	30,820円	深夜走行距離	
		100km	33,960円
		200km	33,100円
		300km	32,240円
		400km	31,370円
		500km	30,510円

◆ 実質割引率の算出 $30\% \times \{ (500\text{km} + 302.4\text{km}) \div 1,302.4\text{km} \}$

※ 期間限定の措置 (5年を目処)

走行距離分 1000km超分

※ 1000km超利用分は割引対象走行分に加算

※基本料金とは長距離逓減制が適用された料金です。なお、以下の計算例は一定の仮定をのものと計算しているため、実際の見直し運用後の料金と異なる場合があります

事例⑦：走行距離 1,300km 深夜走行距離 500km×2回
深夜時間帯を2日以上走行(2回適用)※



○現・基本料金 44,030円 (1,302.4km)

○現・深夜割引 30,820円

○新・基本料金 37,430円 (1,302.4km)

○見直し後の深夜割引 26,200円

※例：深夜時間帯の2日以上走行とは、以下の時間帯を走行する
1日目 22～翌5時
2日目 22～翌5時

◆実質割引率の算出 $30\% \times \left\{ \frac{(500\text{km} \times 2\text{回} + 302.4\text{km})}{1,302.4\text{km}} \right\}$

※ 期間限定の措置 (5年を目処)

走行距離分

1000km超分

※ 1000km超利用分は割引対象走行分に加算

事例⑧：走行距離 700km 深夜走行距離 0km



○現・基本料金 23,300円 (683.4km)

○新・基本料金 21,800円 (683.4km)

・深夜割引が適用されない時間帯における走行で、長距離逓減制の拡充による基本料金の引き下げの効果がありません。

7. 深夜割引見直しによるコストアップへの対応

- 深夜割引の見直しに伴い、高速道路料金が増加する場合があります。増加する場合には、取引先に対して速やかに説明を実施し、コストアップ分の転嫁を要請して下さい。
- 物価高で、各種コストが一段と増加しているため、深夜割引の見直しに伴う費用増加分についても、しっかりと転嫁してもらうように準備しましょう。

コストアップ分を転嫁するための検討の流れ

1

- ・ 現行の運行実態を踏まえ、深夜割引の見直しにより、コストアップする利用料金を試算します。
- ・ 試算にあたり、運行単位、月単位、年単位で算出し、影響を正確に把握します。

2

- ・ 取引先に対して、説明するための資料を作成する。
- ・ 出発・到着時間、荷降し時間を踏まえた運行計画を示し、深夜時間帯に運行できるかどうかも丁寧に説明し、共有化します。

3

- ・ 深夜割引の見直しが実施される前に、取引先にアプローチし、意向を把握します。

4

- ・ 取引先の意向を踏まえ、コストアップ分の転嫁方法、ルールの詳細を検討します。

5

- ・ 話し合いにより決められた事項について、覚書を作成します。

輸送体系の見直しを検討

- 最初に、荷主等と協議し、出発・到着の各時間の見直しなど、輸送時間帯の見直しを検討します。

費用増加分の転嫁のルールを合意

- 高速道路利用料金の請求の時期、ETC利用明細書等の有無、大口多頻度割引適用の有無など、具体的にルールを定めておくことが有用である。
- 深夜割引の見直しに伴い、ETC利用明細書が閲覧できる時期は、現行と比較して、遅くなることが見込まれるため、こうした点も踏まえ転嫁ルールを検討します。

個建運賃の転嫁ルールを検討

- 個建運賃の場合には、深夜割引の見直しに伴うコストアップ分を運賃に転嫁し、収受できるよう取引先に対して丁寧に説明し、収受ルールを検討します。

高速道路利用料金が安くなる場合の転嫁ルールを検討

- 高速道路利用料金が安くなる事例では、物価高など、適切な価格転嫁がなされていないケースが多いことから、あえて自社から提起しないケースがみられます。
- 取引先から指摘があった場合には、「高速道路利用料金の見直しと同時に、その他の原価アップ分も含めて、ご相談させていただきたい」とし、値下げだけでなく、原価アップ分をも考慮し、全体をみて検討してもらえるように申し入れしましょう。

深夜割引等の見直しQ & A

1. 深夜割引の見直しの経緯

質問①：深夜割引の導入目的は何ですか？

回答：

- 深夜割引は、一般道路の沿線環境を改善するための「環境対策」として、深夜時間帯に走行する車両を一般道路と並行する高速道路に誘導するために、平成16年に導入されました。
- 深夜割引の導入により、並行する一般道路の夜間の交通量は大幅に減少しており、深夜時間帯における一般道路の騒音に関する環境は改善されていますが、一方で、首都圏の本線料金所出口前等における、割引適用待ちの車両滞留などの問題も生じています。
- 物流対策としては、時間帯に関係なく、大口多頻度割引が導入されています。

質問②：深夜割引により生じている問題とはどのようなものですか？

回答：

- 現行の深夜割引は、0時～4時の間に高速道路（SA・PAを含む。）を少しでも利用していれば適用されるので、高速道路の流出が深夜0時過ぎになるよう、料金所出口の手前やSA・PAで時間調整を行う車両がでてきます。
- これによる深夜割引適用待ちの車両の滞留は、深夜0時前の首都圏や近畿圏の本線料金所出口手前での大渋滞や料金所手前のSA・PAで駐車容量を超える車両が集まり、本来駐車してはいけない場所に駐車するなどの状況が生じています。
- このような状況は、主に大型トラックにより生じており、高速道路での事故を誘発したり、ドライバーの適切な休憩を阻害するものとして報道でも大きく取り上げられ社会問題となっています。

質問③：なぜ、そのような深夜割引のしくみとなったのですか？

回答：

- 深夜割引の目的からすれば、本来、深夜時間帯の走行分に対して割り引くことになりますが、導入当時の料金徴収技術により実現可能な制度とせざるを得なかったため、料金所の通過時間をもって割引適用の可否を判断するとともに、料金所出入口間の全体の走行に対して割引が適用されるしくみとなったものです。

質問④：深夜割引の見直しについて、国土交通省からどのような方向性が示されましたか？

回答：

- 深夜割引適用待ちの車両の滞留については、割引が適用される時間帯に少しでも高速道路を利用していれば、出入口間の全体の走行に対して割引が適用されることが主な要因となっています。
- 令和3年8月に国土交通省の社会資本整備審議会国土幹線道路部会より出された中間答申においては、以下の深夜割引の見直しの方向性が示されました。
 - ・ 割引が適用される時間帯の走行分の料金を対象とした割引制度への見直し
 - ・ 交通容量に余裕のある高速道路の夜間利用の促進及びトラックドライバー等の負担軽減を目的とした、割引適用時間帯の拡大

質問⑤：国土交通省と全日本トラック協会の間での調整状況は？

回答：

- 令和3年8月の中間答申を受けて、国土交通省と高速道路会社で深夜割引の具体的な見直し案が検討されてきました。
- 全日本トラック協会では道路委員会において1年に亘り審議を重ね、国土交通省に対して繰り返し要望を申し入れ、深夜割引の見直し内容を調整してきました。
- 具体的には、深夜割引制度の維持と見直しによる影響の緩和措置は必須であるとの方針のもと、かねてより要望してきた「深夜割引時間帯の拡大」及び「長距離逓減制の拡充」を要望するとともに、見直しにより負担増とならないよう要望し、調整してきたところです。
- その結果、令和5年1月に国土交通省から発表された「高速道路の深夜割引の見直しについて」の内容は、以下のメリットがあります。
 - ・ 深夜割引時間帯の拡大による割引対象車両の増大
 - ・ 長距離逓減制の拡充による基本料金の引き下げ
 - ・ 1,000kmを超える長距離利用者に対する激変緩和措置の導入
 - ・ 本線料金所出口手前やSA・PAにおける深夜割引適用待ちの車両滞留の改善

2. 深夜割引見直しによる影響

質問⑥：激変緩和措置の導入の目的は何か。

回答：

- 今回の見直しについては、現在、深夜割引の適用を受けている特に長距離の利用者に対して負担の軽減策を検討されるよう、全日本トラック協会より要望しました。
- これを踏まえて、概ね5年間の激変緩和として、**1000kmを超えて走行した利用者**に対して、割引時間帯に走行した距離に加えて、**1000kmを超えて利用した分を加算する措置**(期間限定の措置で5年を目処)が講じられました。

質問⑦：激変緩和措置について、「深夜割引時間帯に一定以上の距離を走行」とあるが、具体的な距離は決まっていますか。

回答：

- 現時点では示されていません。

質問⑧：22時5分に流入、22時55分に流出した場合の割引率と、22時5分に流入、4時55分に流出した場合の割引率はそれぞれどうなるか。

回答：

- 22時5分に流入、**22時55分に流出**した場合は、**22時59分59秒までに流出するため、割引率は「2割」**となり、深夜割引の額は以下の計算式で算出します。

<22時台に流出したケース> ※ 期間限定の措置 (5年を目処)

利用料金 × (深夜割引適用時間帯の走行距離 ÷ 全体の走行距離) × **20%**

- 22時5分に流入、**4時55分に流出**した場合、22時台に走行した走行距離分も含めて、全体に「3割」を適用し、深夜割引の額は以下の計算式で算出します。(22時台に走行した距離分を「2割」にしません。)

<22時台に流出しないケース>

利用料金 × (深夜割引適用時間帯の走行距離 ÷ 全体の走行距離) × **30%**

質問⑨：深夜割引の見直しにより、当社の長距離運行の実質割引率は3割を下回るが・・・。

回答：

- 深夜割引の見直しにより、これまで3割の割引を受けてきた車両の実質割引率が低下する場合があります。
- 一方で、これまで割引を受けられなかった車両にも適用時間帯の拡大で新たに割引が受けられる場合があります。
- また、長距離逓減制が拡充されるので、朝5時から夜22時までの走行分の基本料金も下がります。
- 今回の見直しは、メリットとデメリットの両方あるので、御社の実際の運行に当てはめて総合的に評価する必要があります。

質問⑩：1000km超の利用で、2日にわたり深夜割引適用時間帯を2回走行しています。1回の利用で2回の深夜割引適用時間帯を走行しても、割引対象となりますか。

回答：

- 1回の利用で2回（2日間）、深夜割引が適用される時間帯（22～翌5時）に走行した場合、それぞれにおける走行距離の合算が深夜割引の対象距離となります。
- なお、運行計画の策定にあたっては、高速道路料金だけでなく、ドライバーの拘束時間や人件費等も踏まえて検討する必要があります。

質問⑪：適用時間帯の走行分のみ割引くことになれば、スピード違反を助長することにならないか。

回答：

- 今後、国土交通省において、スピード違反が助長されないための具体的な方策が措置される予定です。

2. 深夜割引見直しによる影響

質問⑫：長距離通減制が拡充されましたが、本四橋、都市高速など、乗り継ぎする場合、長距離通減制はどうなるか。

回答：

- これまでと同様、本四橋をまたいだ乗り継ぎは、本四橋を利用しないものとして走行距離が計算されるため、乗り継ぎ後は本四橋利用前の走行距離に加算され、長距離通減制が適用されます。
- 都市高速（首都高、阪高、その他）をまたいだ乗り継ぎは、走行距離が分断されるため、乗り継ぎ後は新規の利用として取り扱われます。
- 工事、事故等による通行止めによる乗り継ぎは、走行距離が分断されません。

質問⑬：荷主からは深夜の時間帯にできるだけ走行して、高速道路利用料金を引き下げるように要請があった場合、どのように対応していけばいいでしょうか。

回答：

- これまでドライバーが深夜時間帯は、休息期間を確保して、健康に配慮しているケースが多くありますが、深夜時間帯に走れば走るほど、コスト削減できる状況になると、ドライバーに深夜時間帯に無理をしても、走行してほしい、という依頼が来るケースがあります。
- 上記のような取引先には、2つの説明をします。①ドライバーが熟睡できず睡眠不足になると、事故の発生につながり、取り返しのつかないリスクがあること、②深夜時間帯に走行させれば、ドライバーの深夜割増手当の支払いが必要であり、削減される高速道路利用料金と、深夜割増手当で増加する人件費を比較すると、深夜時間帯に走行させても、コスト削減効果は低い、という点を丁寧に説明しましょう。

質問⑭：深夜割引の見直しで、料金負担が増加する場合は、どのような対応が考えられるか。

回答：

- 最初に、荷主等との協議により、到着・出発の各時間調整等を実施し、運行計画の見直し、見直し後の深夜割引の適用時間帯に走行ができるか検討します。
- 次に、見直し後の深夜割引の適用時間帯における走行を増加させることができない場合には、荷主等の取引先に負担してもらえよう申入れします。高速道路利用料金は、荷主等の運送委託者が負担すべき「実費」であり、今回の見直しによって、高速道路料金が高くなる費用分は、荷主等との間で十分協議し、荷主等が負担するよう交渉をする必要があります。
- 平成29年11月に標準貨物運送約款の改正があり、高速道路料金を実費として収受することが、明確化されています。
- 高速道路利用料金が増加したにもかかわらず、増加分の費用負担をしてくれない場合には、荷主に対して、国土交通省による荷主対策の深度化についても説明します。必要に応じて、国土交通省ホームページから情報提供したり、各地方運輸支局に相談しましょう。なお、費用が増加しても適切に負担しない行為は、独占禁止法、下請法の「買ったたき」に該当し、違法行為となる恐れがあるため、必要に応じて説明します。
- 物流事業者には、利用する時間帯を問わず、大口・多頻度割引が適用され、手厚い支援は継続して実施されます。深夜割引、長距離逓減制の拡充、さらに大口・多頻度割引が重複して適用されるため、実質的な割引率は高い水準となります。

深夜割引等の見直し Q & A

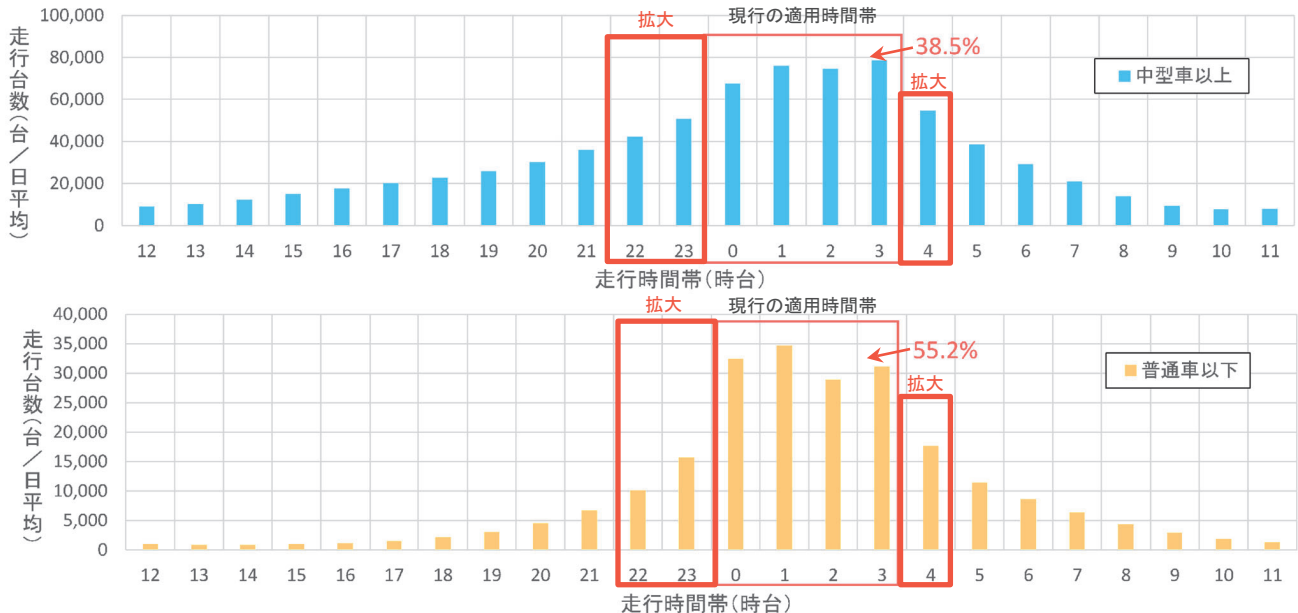
2. 深夜割引見直しによる影響

質問⑮：新規に時間拡充された「22～0時」、「4～5時」の時間帯に走行する運行には、どのようなものがありますか。

回答：

- 特に都市部では、24時間体制で輸送体系が組み立てられており、適用時間帯の拡大により新規に割引が適用される運行が多数確認されています。
- 近・中距離輸送の復路は、一般道が利用されるケースが多くありますが、高速道路への利用シフトがなされ、長時間労働の抑制に向けた効果もあります。
- 道路交通センサスによると、拡大される22～0時、4時台の中型車以上の通行量は多く、適用時間帯拡大は幅広い事業者への効果が期待されます。

○深夜割引適用車両の時間帯ごと走行台数 (深夜割引が適用される車両の走行時間帯を示したグラフ)

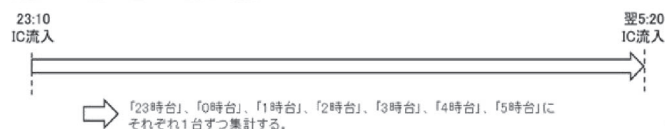


(単位: 台/日平均)

	①全時間帯	②0～4時走行	割合(②/①)
普通車以下	230,505	127,166	55.2%
中型車以上	770,910	296,975	38.5%
全車種	1,001,415	424,141	42.4%

・R元.11月における深夜割引適用車両(NEXCO管内)について、深夜時間帯(0～4時)以外における、時間帯ごと走行台数を集計

(例)23:10IC流入～翌5:20IC流出の場合



(出所) 社会資本整備審議会 道路分科会 第45回国土幹線道路部会

質問⑩：深夜割引の見直しにより、走行面でどのような影響が考えられますか。

回答：

- 深夜割引適用待ちの必要がなくなるので、**首都圏や近畿圏の本線出口手前の渋滞が解消し通行の安全性が向上するとともに、SA・PAにおける車両滞留が減少し、今よりも休憩が取りやすくなることが見込まれます。**
- 22～0時、4～5時に利用可能な場合、高速道路利用へシフトすることで、**労働時間が縮減されることや深夜割引適用待ちの0時に縛られる必要がなくなるため、より早い時間に帰庫できることが想定されます。**

メモ

3. 見直し後の深夜割引の具体的な運用

質問⑰：深夜割引の見直しの対象となる、道路会社、対象路線はどこか。

回答：

○ NEXCOの対象路線は、現行から変更がない見込みですが、現時点では発表されておらず、改めて周知される予定です。

なお、現行の割引対象は以下の通りです。

割引適用区間は、NEXCO3社が管理する全国的高速自動車国道と一部の一般有料道路（新湘南バイパス、圏央道、西湘バイパス、東富士五湖道路、小田原厚木道路、伊勢湾岸道路、東海環状自動車道、安房峠道路など）となります。

※対象路線図の地方部区間及び大都市部区間が対象となります。

※京葉道路・第三京浜道路・横浜新道・横浜横須賀道路・第二阪奈道路・関門トンネルは対象外となります。

※第二神明道路は大型車・特大車のみが対象です。

質問⑱：新たな深夜割引の開始時期はいつごろになりますか。

回答：

○ 令和6年度中を目処に見直すとされており、具体的な導入の時期は改めて周知される予定です。

○ 割引適用時間帯の走行分を把握するため、高速道路上へのETC無線通信専用アンテナの設置やシステム改修等を行う必要があり、世界的な半導体不足の影響により、導入時期が遅れる可能性があります。

質問⑲：ETC 2.0車限定の割引となりますか。

回答：

○ ETC 2.0車以外のETC車も深夜割引の対象となります。

○ 深夜割引については、「ETCコーポレートカード」または「ETCマイレージサービス」への後日還元型の割引に変更されます。ETCコーポレートカード以外の「ETCクレジットカード」等を利用している場合、ETCマイレージサービスに登録していないカードは割引対象になりません。

質問⑳：深夜割引後の料金を即時に確認できますか。

回答：

- 見直し後の深夜割引は、適用時間帯に走行した距離に応じて料金を計算する必要がありますが、当該計算には時間を要するため、**料金所の通過時には、深夜割引の適用前の料金が表示**されます。
- 高速道路会社の発表では、今回の見直しに際して、深夜割引を「ETCコーポレートカード」または「ETCマイレージサービス」への後日還元型による割引制度に変更されます。（長距離逓減制の拡充は除く。）

質問㉑：現在、ETC利用照会サービスから利用料金を印刷し、荷主に実費として請求しているが、新しい深夜割引では、後日還元となりETC利用照会への反映も遅くなると、荷主への請求が難しくなります。どのように対応すべきでしょうか。

回答：

- 荷主に対して、**実際の利用額が明確になる時期にズレが発生するため、新たな請求ルールを検討**してください。
- いつ、どのような方法で、深夜割引適用後の料金を把握できるか、現時点では決まっていないため、今後の発表内容を踏まえて、荷主への対応を検討する必要があります。

参 考 资 料

深夜割引・長距離逓減制を反映した概算額①

普通車

※赤字は走行距離の全てを深夜割引の適用時間帯（22～5）に走行

利用距離	現行		見直し後					
	基本料金	深夜割引適用後	基本料金	深夜割引適用時間帯				
				100km	200km	300km	400km	500km
50km	1,520	1,060	1,520	1,060				
100km	2,870	2,010	2,870	2,010				
150km	3,890	2,720	3,890	3,110	2,720			
200km	4,900	3,430	4,900	4,170	3,430			
250km	5,850	4,100	5,850	5,150	4,450	4,100		
300km	6,790	4,750	6,790	6,110	5,430	4,750		
350km	7,740	5,420	7,740	7,080	6,410	5,750	5,420	
400km	8,690	6,080	8,690	8,040	7,390	6,730	6,080	
450km	9,640	6,750	9,500	8,870	8,230	7,600	6,970	6,650
500km	10,500	7,350	10,300	9,680	9,060	8,450	7,830	7,210
550km	11,500	8,050	11,100	10,490	9,890	9,280	8,680	8,070
600km	12,400	8,680	11,900	11,310	10,710	10,120	9,520	8,930
650km	13,400	9,380	12,600	12,020	11,440	10,860	10,270	9,690
700km	14,300	10,010	13,400	12,830	12,250	11,680	11,100	10,530
750km	15,300	10,710	14,100	13,540	12,970	12,410	11,840	11,280
800km	16,200	11,340	14,900	14,340	13,780	13,220	12,670	12,110
850km	17,200	12,040	15,500	14,950	14,410	13,860	13,310	12,760
900km	18,100	12,670	16,200	15,660	15,120	14,580	14,040	13,500
950km	19,100	13,370	16,900	16,370	15,830	15,300	14,770	14,230
1000km	20,000	14,000	17,600	17,070	16,540	16,020	15,490	14,960
1050km	21,000	14,700	18,200	17,680	17,160	16,640	16,120	15,600
1100km	21,900	15,330	18,900	18,380	17,870	17,350	16,840	16,320
1150km	22,800	15,960	19,600	19,090	18,580	18,070	17,550	17,040
1200km	23,800	16,660	20,300	19,790	19,290	18,780	18,270	17,760
1250km	24,700	17,290	21,000	20,500	19,990	19,490	18,980	18,480
1300km	25,700	17,990	21,600	21,100	20,600	20,100	19,610	19,110
1350km	26,600	18,620	22,300	21,800	21,310	20,810	20,320	19,820
1400km	27,600	19,320	23,000	22,510	22,010	21,520	21,030	20,540
1450km	28,500	19,950	23,700	23,210	22,720	22,230	21,740	21,250
1500km	29,500	20,650	24,300	23,810	23,330	22,840	22,360	21,870

※ターミナルチャージ150円、消費税を含む。

※ 以下の計算例は一定の仮定をのものと計算しているため、実際の見直し運用後の料金と異なる場合があります

中型車

※赤字は走行距離の全てを深夜割引の適用時間帯（22～5）に走行

利用距離	現行		見直し後					
	基本料金	深夜割引適用後	基本料金	深夜割引適用時間帯			走行距離	
				100km	200km	300km	400km	500km
50km	1,790	1,250	1,790	1,250				
100km	3,410	2,390	3,410	2,390				
150km	4,630	3,240	4,630	3,700	3,240			
200km	5,850	4,100	5,850	4,970	4,100			
250km	6,980	4,890	6,980	6,140	5,300	4,890		
300km	8,120	5,680	8,120	7,310	6,500	5,680		
350km	9,260	6,480	9,260	8,470	7,670	6,880	6,480	
400km	10,300	7,210	10,300	9,530	8,760	7,980	7,210	
450km	11,500	8,050	11,300	10,550	9,790	9,040	8,290	7,910
500km	12,600	8,820	12,300	11,560	10,820	10,090	9,350	8,610
550km	13,800	9,660	13,300	12,570	11,850	11,120	10,400	9,670
600km	14,900	10,430	14,200	13,490	12,780	12,070	11,360	10,650
650km	16,000	11,200	15,100	14,400	13,710	13,010	12,310	11,620
700km	17,200	12,040	16,000	15,310	14,630	13,940	13,260	12,570
750km	18,300	12,810	16,900	16,220	15,550	14,870	14,200	13,520
800km	19,400	13,580	17,800	17,130	16,470	15,800	15,130	14,460
850km	20,600	14,420	18,600	17,940	17,290	16,630	15,970	15,320
900km	21,700	15,190	19,400	18,750	18,110	17,460	16,810	16,170
950km	22,800	15,960	20,200	19,560	18,920	18,290	17,650	17,010
1000km	24,000	16,800	21,100	20,470	19,830	19,200	18,570	17,940
1050km	25,100	17,570	21,900	21,270	20,650	20,020	19,400	18,770
1100km	26,300	18,410	22,700	22,080	21,460	20,840	20,220	19,600
1150km	27,400	19,180	23,500	22,890	22,270	21,660	21,050	20,430
1200km	28,500	19,950	24,300	23,690	23,090	22,480	21,870	21,260
1250km	29,700	20,790	25,100	24,500	23,900	23,290	22,690	22,090
1300km	30,800	21,560	25,900	25,300	24,700	24,110	23,510	22,910
1350km	31,900	22,330	26,700	26,110	25,510	24,920	24,330	23,730
1400km	33,100	23,170	27,600	27,010	26,420	25,830	25,230	24,640
1450km	34,200	23,940	28,400	27,810	27,220	26,640	26,050	25,460
1500km	35,300	24,710	29,200	28,620	28,030	27,450	26,860	26,280

※ターミナルチャージ150円、消費税を含む。

深夜割引・長距離遞減制を反映した概算額②

大型車

※赤字は走行距離の全てを深夜割引の適用時間帯（22～5）に走行

利用距離	現行		見直し後							
	基本料金	深夜割引適用後	基本料金	深夜割引適用時間帯					走行距離	
				100km	200km	300km	400km	500km	400km	500km
50km	2,400	1,680	2,400	1,680						
100km	4,630	3,240	4,630	3,240						
150km	6,300	4,410	6,300	5,040	4,410					
200km	7,980	5,590	7,980	6,780	5,590					
250km	9,540	6,680	9,540	8,400	7,250	6,680				
300km	11,100	7,770	11,100	9,990	8,880	7,770				
350km	12,600	8,820	12,600	11,520	10,440	9,360	8,820			
400km	14,200	9,940	14,200	13,140	12,070	11,010	9,940			
450km	15,700	10,990	15,500	14,470	13,430	12,400	11,370	10,850		
500km	17,300	12,110	16,900	15,890	14,870	13,860	12,840	11,830		
550km	18,900	13,230	18,200	17,210	16,210	15,220	14,230	13,240		
600km	20,400	14,280	19,500	18,530	17,550	16,580	15,600	14,630		
650km	22,000	15,400	20,800	19,840	18,880	17,920	16,960	16,000		
700km	23,600	16,520	22,000	21,060	20,110	19,170	18,230	17,290		
750km	25,100	17,570	23,200	22,270	21,340	20,420	19,490	18,560		
800km	26,700	18,690	24,400	23,490	22,570	21,660	20,740	19,830		
850km	28,200	19,740	25,600	24,700	23,790	22,890	21,990	21,080		
900km	29,800	20,860	26,700	25,810	24,920	24,030	23,140	22,250		
950km	31,400	21,980	27,800	26,920	26,040	25,170	24,290	23,410		
1000km	32,900	23,030	28,900	28,030	27,170	26,300	25,430	24,570		
1050km	34,500	24,150	30,000	29,140	28,290	27,430	26,570	25,710		
1100km	36,100	25,270	31,100	30,250	29,400	28,560	27,710	26,860		
1150km	37,600	26,320	32,300	31,460	30,610	29,770	28,930	28,090		
1200km	39,200	27,440	33,400	32,570	31,730	30,900	30,060	29,230		
1250km	40,700	28,490	34,500	33,670	32,840	32,020	31,190	30,360		
1300km	42,300	29,610	35,600	34,780	33,960	33,140	32,310	31,490		
1350km	43,900	30,730	36,700	35,880	35,070	34,250	33,440	32,620		
1400km	45,400	31,780	37,800	36,990	36,180	35,370	34,560	33,750		
1450km	47,000	32,900	39,000	38,190	37,390	36,580	35,770	34,970		
1500km	48,600	34,020	40,100	39,300	38,500	37,690	36,890	36,090		

※ターミナルチャージ150円、消費税を含む。

※ 以下の計算例は一定の仮定をのものと計算しているため、実際の見直し運用後の料金と異なる場合があります

特大車

※赤字は走行距離の全てを深夜割引の適用時間帯（22～5）に走行

利用距離	現行		見直し後					
	基本料金	深夜割引適用後	基本料金	深夜割引適用時間帯 走行距離				
				100km	200km	300km	400km	500km
50km	3,890	2,720	3,890	2,720				
100km	7,610	5,330	7,610	5,330				
150km	10,300	7,210	10,300	8,240	7,210			
200km	13,100	9,170	13,100	11,140	9,170			
250km	15,700	10,990	15,700	13,820	11,930	10,990		
300km	18,400	12,880	18,400	16,560	14,720	12,880		
350km	21,000	14,700	21,000	19,200	17,400	15,600	14,700	
400km	23,600	16,520	23,600	21,830	20,060	18,290	16,520	
450km	26,200	18,340	25,800	24,080	22,360	20,640	18,920	18,060
500km	28,800	20,160	28,000	26,320	24,640	22,960	21,280	19,600
550km	31,400	21,980	30,300	28,650	26,990	25,340	23,690	22,040
600km	34,000	23,800	32,500	30,880	29,250	27,630	26,000	24,380
650km	36,600	25,620	34,500	32,910	31,320	29,720	28,130	26,540
700km	39,200	27,440	36,600	35,030	33,460	31,890	30,330	28,760
750km	41,800	29,260	38,600	37,060	35,510	33,970	32,420	30,880
800km	44,400	31,080	40,700	39,170	37,650	36,120	34,600	33,070
850km	47,000	32,900	42,500	41,000	39,500	38,000	36,500	35,000
900km	49,600	34,720	44,400	42,920	41,440	39,960	38,480	37,000
950km	52,200	36,540	46,300	44,840	43,380	41,910	40,450	38,990
1000km	54,800	38,360	48,100	46,660	45,210	43,770	42,330	40,890
1050km	57,400	40,180	50,000	48,570	47,140	45,710	44,290	42,860
1100km	60,000	42,000	51,800	50,390	48,970	47,560	46,150	44,740
1150km	62,600	43,820	53,700	52,300	50,900	49,500	48,100	46,700
1200km	65,200	45,640	55,600	54,210	52,820	51,430	50,040	48,650
1250km	67,800	47,460	57,400	56,020	54,640	53,270	51,890	50,510
1300km	70,400	49,280	59,300	57,930	56,560	55,190	53,830	52,460
1350km	73,000	51,100	61,100	59,740	58,380	57,030	55,670	54,310
1400km	75,600	52,920	63,000	61,650	60,300	58,950	57,600	56,250
1450km	78,300	54,810	64,900	63,560	62,210	60,870	59,530	58,190
1500km	80,900	56,630	66,700	65,370	64,030	62,700	61,360	60,030

※ターミナルチャージ150円、消費税を含む。

【同時発表】

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

令和5年1月20日
道路局高速道路課

高速道路の深夜割引の見直しについて

高速道路の深夜割引については、社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会 中間答申（令和3年8月4日付け）において、

- ・深夜割引適用待ちの車両の滞留が発生している状況を踏まえた、割引が適用される時間帯の走行分の料金を対象として割り引くような見直し
 - ・これにあわせて、交通容量に余裕のある高速道路の夜間利用の促進、及びトラック運転者等の負担軽減を目的とした、割引時間帯の拡大
- について検討する必要があるとされたところです。

これを踏まえ、高速道路会社と検討した結果、令和6年度中を目処に深夜割引を見直すこととします。

今後、具体的な導入の時期が決まりましたら、改めてお知らせします。

※見直し後の深夜割引の導入開始までの間は、現行の深夜割引を継続します。

＜深夜割引の見直しのポイント＞

- ・深夜割引の適用時間帯に走行した分のみ3割引
- ・深夜割引の適用時間帯を現行の0時～4時から22時～翌5時に拡大
- ・長距離利用者の負担軽減措置として、400km超の長距離逓減を拡充

（参考 長距離逓減率）

現 行：100km超～200km以下を25%引、200km超を30%引

見直し後：上記に加え、400km超～600km以下を40%引、

600km超～800km以下を45%引、800km超を50%引

〔激変緩和措置（見直しから5年程度）〕

- ・深夜割引時間帯に一定以上の距離を走行し、かつ1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超えて走行した分を深夜割引の対象とする距離に加算

※上記措置とあわせて、22時台に高速道路を流出した場合、深夜割引の割引率を3割から2割に縮小

（別添）

- ・高速道路の深夜割引の見直しについて
- ・令和5年1月20日 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社 記者発表資料 高速道路の深夜割引の見直しについて

＜問い合わせ先＞

道路局 高速道路課 企画専門官 金森 滋（内線 38352）

係長 川嶋 祥之（内線 38365）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8500

高速道路の深夜割引の見直しについて

国土交通省 道路局
令和5年1月20日

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

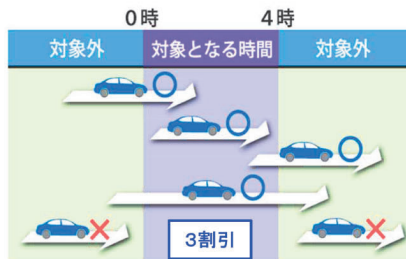
高速道路の深夜割引について

割引の目的

【環境対策】 一般道の沿道環境を改善するため、深夜に利用する車を対象に割引

現行割引制度

ETCを利用して0時から4時の間に高速道路を通行する車両の料金を3割引



現行割引制度の主な課題

東京本線料金所において、0時前に深夜割引適用待ちの車両が滞留



【東京本線料金所前の滞留状況】
(R2.12.23(水)23:58撮影)

社会資本整備審議会 国土幹線道路部会 の中間答申 (R3年8月) で示された見直しの方向性

現行の料金割引の主な課題

割引適用待ち車両の滞留/
運転者労働環境の悪化

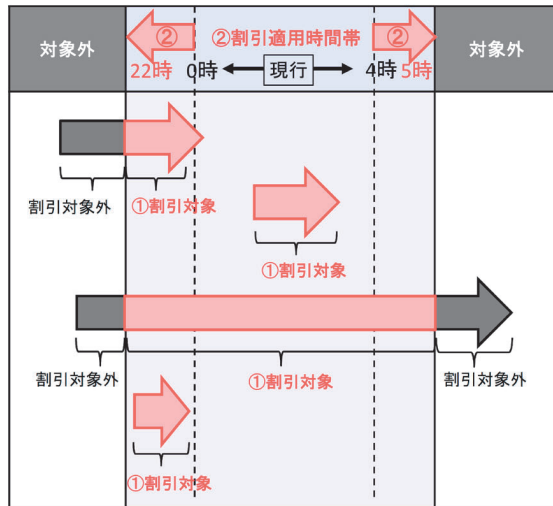
見直しの方向性

割引適用時間帯の拡大/
適用時間帯の走行分を対象

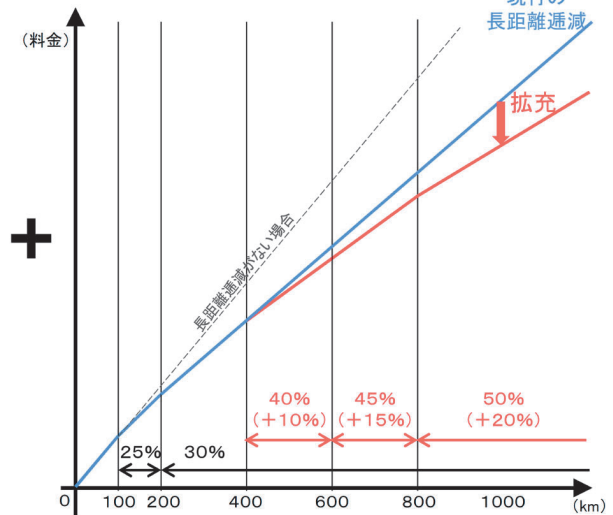
深夜割引の見直しのポイント

- ① 深夜割引の適用時間帯に走行した分のみ3割引
- ② 深夜割引の適用時間帯を22時から翌5時に拡大
- ③ 長距離利用者の負担軽減措置として、400km超の長距離通減を拡充

- ①深夜割引の適用時間帯に走行した分のみ3割引
- ②深夜割引の適用時間帯を22時から翌5時に拡大



- ③長距離通減の拡充



※このほか、1,000kmを超える走行等について、激変緩和措置(見直しから5年程度)を講じる

激変緩和措置(見直しから5年程度)

- 激変緩和措置として、深夜割引時間帯に一定以上の距離を走行し、かつ1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超えて走行した分を深夜割引の対象とする距離に加算
- 上記措置とあわせて、22時台に高速道路を流出した場合、深夜割引の割引率を3割から2割に縮小

【深夜割引後の料金の計算方法】

$$\text{深夜割引後の料金} = \left(\frac{\text{通常料金}}{\text{※長距離通減後の料金}} \right) \times (1 - \text{深夜割引の實質割引率}) \times \text{消費税率}$$

【深夜割引の實質割引率の計算方法】

- ・激変緩和措置が適用されない場合

$$\text{深夜割引の實質割引率} = \left(\frac{\text{深夜走行距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 30\%$$

- ・深夜割引時間帯に一定以上の距離を走行し、かつ1,000km以上走行した場合

⇒ 1,000kmを超えて走行した距離を深夜割引の対象距離に加算 (實質割引率の上限は30%とする)

$$\text{深夜割引の實質割引率} = \left(\frac{\text{深夜走行距離} + \text{1,000kmを超えて走行した距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 30\%$$

- ・22時台に流出した場合

⇒ 深夜割引の割引率を3割から2割に縮小

$$\text{深夜割引の實質割引率} = \left(\frac{\text{深夜走行距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 20\%$$

報道関係各位

2023年1月20日
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

高速道路の深夜割引の見直しについて (深夜走行分のみ割引対象にするとともに割引適用時間を拡大)

高速道路の深夜割引については、並行する一般道路の沿道環境改善を目的に、0時から4時までの間に高速道路をETCにて通行する車両を対象に3割引を実施しているところです。社会資本整備審議会道路分科会 国土幹線道路部会 中間答申（令和3年8月4日付け）（以下「中間答申」という。）において、深夜割引適用待ちの車両の滞留等の課題を踏まえ、割引が適用される時間帯の走行分の料金を対象として割り引くことや、トラック運転者の負担軽減等のため、割引適用時間帯の拡大について検討する必要があるとされたところです。

中間答申に基づき、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社では、国土交通省とともに深夜割引の見直しに関する検討を行った結果、割引適用時間帯の走行分のみ3割引とし、割引適用時間帯について現行の「0時から4時」を「22時から翌5時」へ拡大する方針です。これらについて、令和6年度中を目処に見直す予定であり、具体的な割引の見直し運用開始時期については、改めてお知らせいたします。

<見直しの概要>

- 深夜割引適用時間帯に走行した分のみ3割引
- 深夜割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大
- 深夜割引の見直しにあわせて、400 km超の長距離通減制を拡充

[割引見直し運用開始後の激変緩和措置（5年程度）]

- ・ 深夜割引適用車両のうち1,000 km以上走行した場合は、1,000 kmを超える部分を割引対象走行分に追加
- ・ 22時台に高速道路を流出した車両について、22時台に走行した分は、深夜割引の割引率を2割とする

※今回の見直しに際して、深夜割引を「ETCマイレージサービス」または「ETCコーポレートカード」への後日還元型による割引制度に変更します。（長距離通減制の拡充は除く）

※今回の見直しに際して、割引適用時間帯の走行分を把握するため、高速道路上へのETC無線通信専用アンテナの設置やシステム改修等を行う必要があり、現下の世界的な半導体不足の影響により、導入時期に影響を及ぼす場合があります。

<添付資料>

「高速道路の深夜割引の見直しについて」

以上

高速道路の深夜割引の見直しについて

令和5年(2023年) 1月

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

(注)本項目に記載する通行料金については、特段記載のない限り普通車の通行料金を記載している。

現行の深夜割引の課題について

【現行の割引制度の概要】

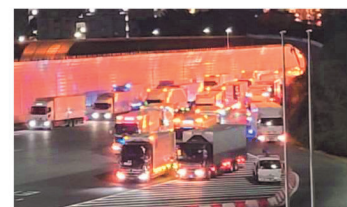
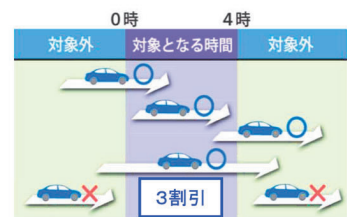
ETCを利用して0時から4時の間に高速道路を通行する車両の料金を3割引

【割引の目的】

- 一般道の沿道環境を改善するため、深夜に利用する車を対象に割引
- 割引の導入により、並行する一般道路の夜間の交通量は減少しており、深夜時間帯における一般道路の騒音に関する環境は改善されている

【主な課題】

- 首都圏や近畿圏の本線料金所等において、深夜割引適用待ちの車の滞留が発生
 - こうした課題に対して、高速道路会社では、現地での注意喚起、横断幕や看板、チラシ等での啓発活動等に取り組んでいるが、課題解決には至っていない状況
- 深夜割引の割引適用待ちなどにより、トラック運転者等が深夜時間帯に運転せざるを得ない状況もみられ、結果として労働環境の悪化の要因になっているとも捉えられる



【東京本線料金所前の滞留状況】
(R2.12.23(水) 23:58撮影)

【社会資本整備審議会 国土幹線道路部会の中問答申(令和3年8月)で示された見直しの方向性】

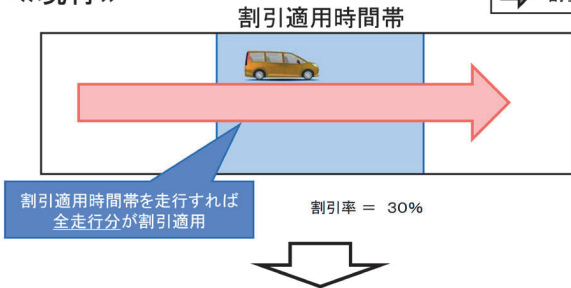
- ✓ 割引が適用される時間帯の走行分を対象
- ✓ 割引適用時間帯の拡大

深夜割引の見直しについて(1)

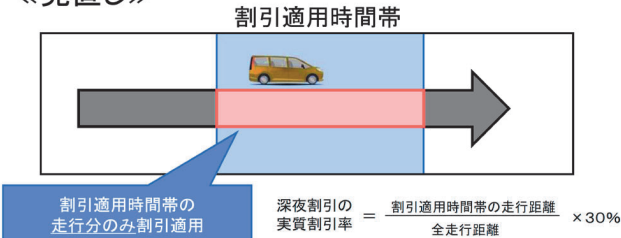
- <見直し内容> ○ 割引適用時間帯に走行した分のみ3割引
○ 割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大

① 深夜割引適用時間帯に走行した分のみ3割引

《現行》



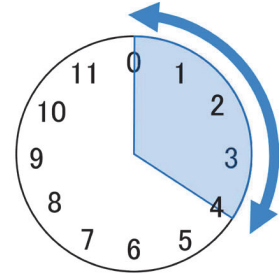
《見直し》



② 割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大

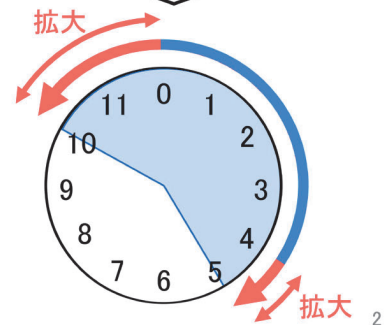
《現行》

0~4時
(4時間)



《見直し》

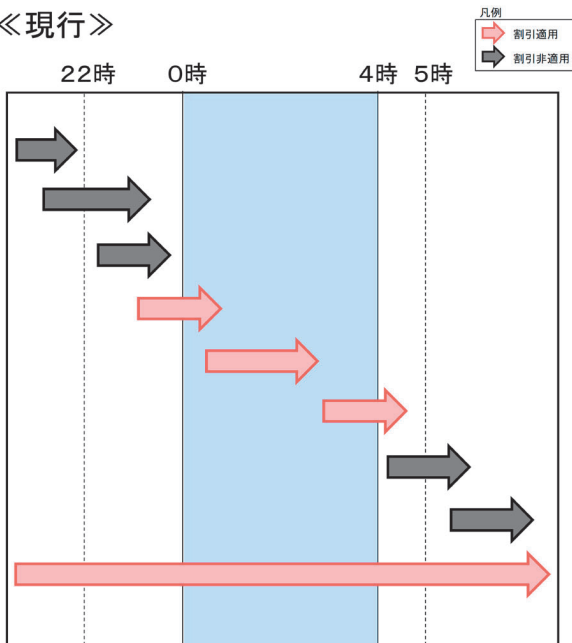
22~5時
(7時間)



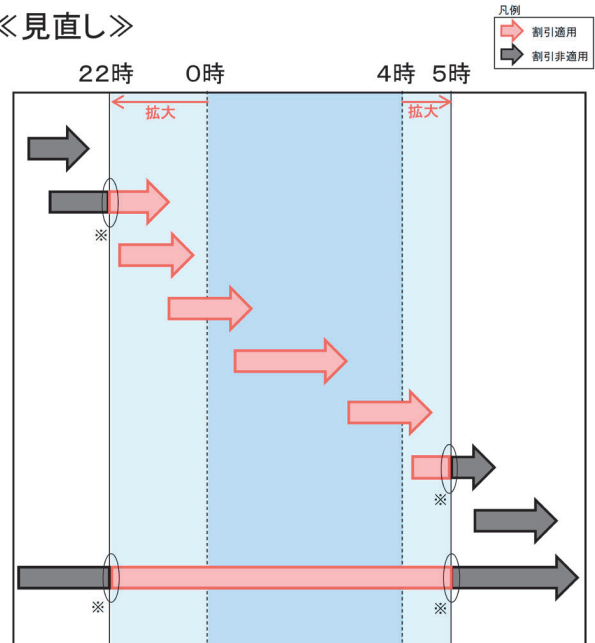
深夜割引の見直しについて(2)

- <見直し内容> ○ 割引適用時間帯に走行した分のみ3割引
○ 割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大

《現行》



《見直し》



※ 割引適用時間帯の開始時刻(22時)・終了時刻(5時)をまたいで走行する車両の割引適用時間帯の走行距離は高速道路上に設置するETC無線通信専用アンテナ等を用いて把握

補足・留意事項

- (1) 今回の深夜割引の見直しに際しては、従来の料金所通過時間に加え、高速道路内にETC無線通信専用アンテナを設置し、各アンテナから車両毎の通行記録を収集し、それらのデータを基にした割引対象距離により深夜割引の実質割引率を算出します。
- (2) 車両毎の割引額を算定するにあたり、上述の理由により一定の処理時間を要することになるため、現行の平日朝夕割引と同様に、「ETCマイレージサービス」または「ETCコーポレートカード」への後日還元型による割引制度に変更となります。(出口料金所等では通常料金(割引適用前)が表示されます)。
- (3) 割引見直しに伴い、割引対象距離を増大させることを目的とした「速度超過」などの無謀運転を未然に抑止し、引き続き安全・安心に高速道路をご利用いただけるよう、割引対象距離に上限を設ける等の対応を検討してまいります。
- (4) 今回の割引見直しとあわせて、長距離利用の通行料金負担増を軽減することを目的に、400kmを超える走行を対象に、長距離通減制を拡充する予定です。
(詳細はP.5にて説明)

【割引見直し運用開始後の激変緩和措置】

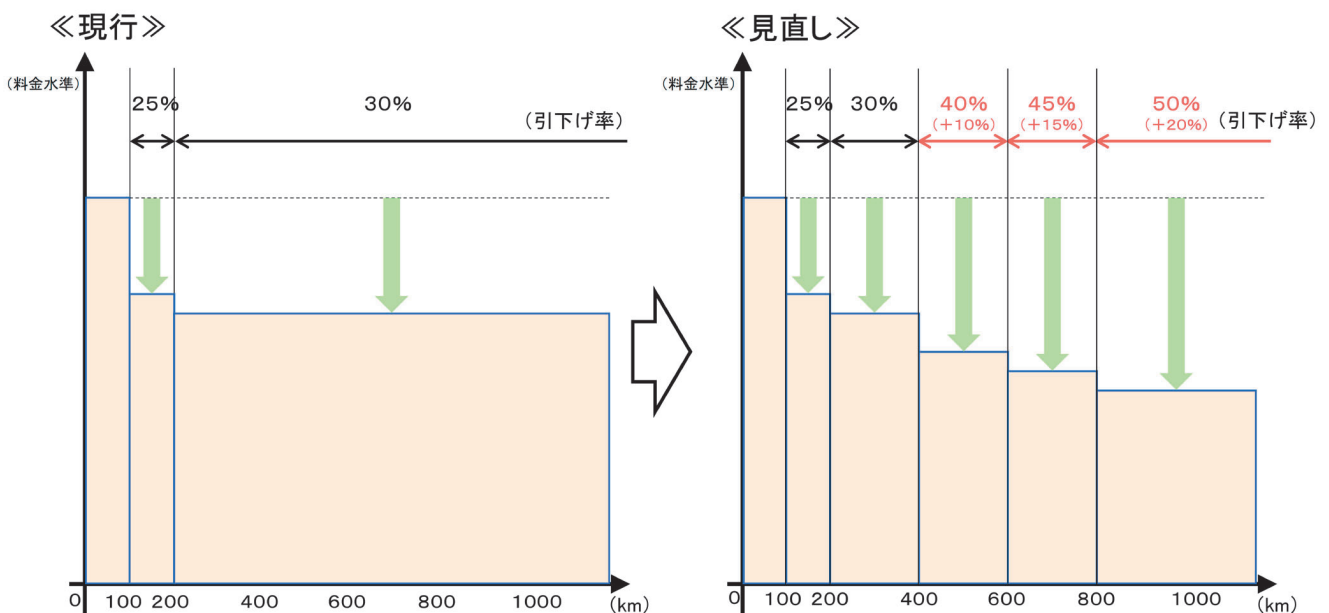
以下のとおり、激変緩和措置(5年程度)を予定しています。

- ・ 深夜割引適用車両のうち1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加
- ・ 22時台に高速道路から流出した車両について、22時台に走行した分は、深夜割引の割引率を2割とする
(詳細はP.6にて説明)

4

長距離通減制の見直し

○割引見直しによる長距離利用の通行料金負担増を軽減することを目的に、400km超の走行を対象に長距離通減制を拡充

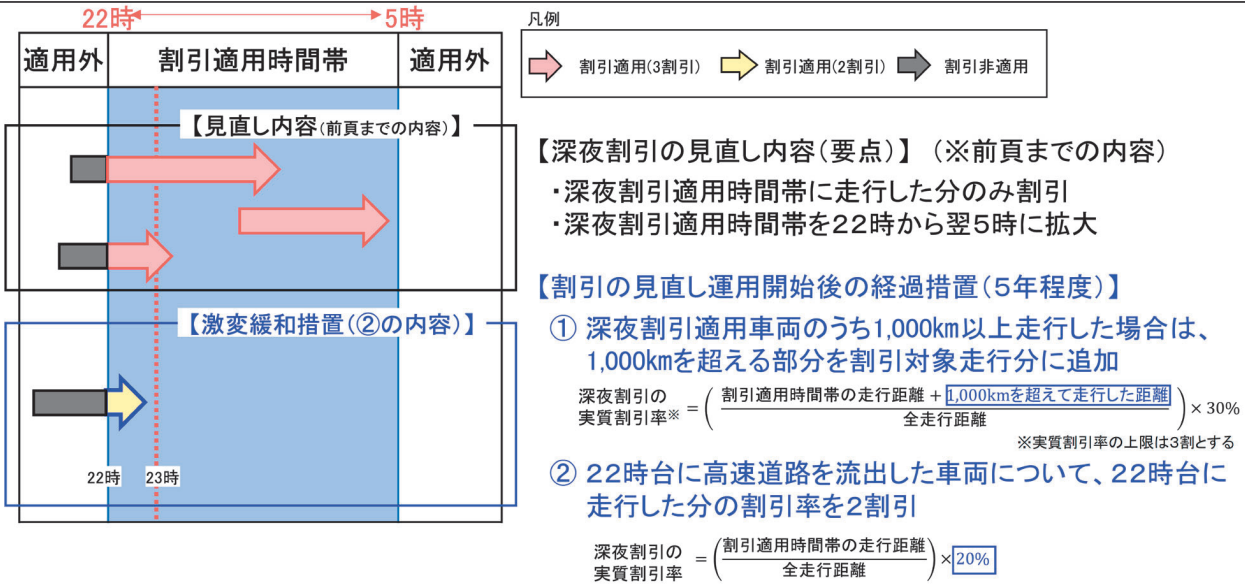


5

割引見直し運用開始後の激変緩和措置(5年程度)

○割引見直しによる長距離利用の通行料金負担増や、新たな交通集中等を抑制することを目的に、割引見直し運用開始後、激変緩和措置を実施(5年程度)

- (1) 深夜割引適用車両のうち1,000km以上走行した場合、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加
- (2) 22時台に高速道路を流出した車両について、22時台に走行した分の割引率を2割引



メ モ



お問い合わせ先
公益社団法人全日本トラック協会
東京都新宿区四谷三丁目2番5号
T E L 03-3354-1009 (代表)
F A X 03-3354-1019
U R L <http://www.jta.or.jp/>

発行：2023年10月